

新型コロナワクチン接種について

新型コロナ関連

こんな時だから…

現在、国では、新型コロナワクチン接種開始に向けて準備が進められています。町においても、町民の皆さまが安心してワクチン接種を受けられるよう、接種体制の構築など準備を進めています。

接種方法などの詳細は、個別に案内文書などを送付しますので確認してください。

接種開始時期 優先的に接種を受けられる方から、順次接種を開始する予定です。

- ①65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
 - ②65歳未満で基礎疾患のある方、高齢者施設などで従事している方
 - ③①、②以外の一般の方
- ※ワクチンの供給状況によりさらに年齢が分かれる場合があります。

回数・費用 一定の間隔をあけて2回接種・無料

接種場所 町が指定する医療機関、接種会場など

- 接種方法**
- ①住民票所在地から「接種券」と「接種のお知らせ」が郵送されます。
 - ②案内文を確認し、接種日、会場などを予約してください。
 - ③当日は「接種券」と「本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）」を必ず持参してください。

問い合わせ先：健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 第6弾

飲食事業者緊急経営支援事業

一律10万円を給付

町は新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障をきたしている町内の飲食事業者を支援するため、下記の要件を満たす事業者に一律10万円を給付します。

- 主な給付要件（詳細は別途要領に定めます）
- ①町内で飲食事業を継続的に営む者であって飲食事業の売上高が総収入の50%以上を占めていること。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年6月～令和3年1月のいずれかの月における①の事業の売上高が前年同月比で20%以上減少していること。
- ③代表者などが反社会的組織の構成員または関連事業者でないこと。

●申し込み・問い合わせ

町商工会 ☎82-2775

宿泊事業者緊急経営支援事業

収容人員に応じ10、20万円を給付

町は新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障をきたしている町内の宿泊事業者を支援するため、下記の要件を満たす事業者に給付金を支給します。

- 主な給付要件（詳細は別途要領に定めます）
- ①町内で宿泊事業を継続的に営む者であって宿泊事業の売上高が総収入の50%以上を占めていること。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月～令和3年1月のいずれかの月における事業の売上高が前年同月比で20%以上減少していること。
- ③代表者などが反社会的組織の構成員または関連事業者でないこと。

●給付金額

- ①収容人員が50名以上の場合 20万円
- ②収容人員が50名未満の場合 10万円

●申し込み・問い合わせ

白老観光協会 ☎82-2216